

総務大臣 片山 虎之助 殿

統計審議会会長 竹内 啓

諮問第289号の答申
農業経営統計調査の改正について

農林水産省は、農業経営統計調査（指定統計第119号を作成するための調査）について、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき策定された食料・農業・農村基本計画（平成12年 3 月24日閣議決定）に沿って、農業経営関連施策の見直し・再編に対応する基礎資料を整備するため、別途統計報告の徴集として実施している農業組織経営体経営調査を統合するとともに、農家全体や農業経営部門などの経営収支等をとらえる調査体系を地域・営農類型に着目して経営収支等をとらえる調査体系に再編し、調査事項の変更等を行った上で、平成16年1月分調査から実施することを計画している。

また、これに伴い、調査の名称を「農業経営体経営統計調査（仮称）」に変更することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計体系の整備、報告者負担の軽減、調査の効率的実施等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画

(1) 調査体系

農業経営統計調査は、販売農家を対象とした農家全体の経営動向や稲作等の経営部門別収支、品目別生産費等の全国レベルでの平均的な姿を把握することに主眼を置いて実施されてきた。しかし、農林水産省は、本調査が営農の類型や地域の特性に応じた新たな農業経営関連施策の展開に係る行政需要にこたえきれていない状況にあるとして、従来 of 農業経営部門別統計及び農業経営動向統計を、食料・農業・農村基本計画を受けて策定された「農業経営の展望」に示す営農類型に基づく営農類型別経営統計に再編することを計画している。これについては、地域の代表的な営農類型に即して農家の経営全体をとらえることが可能となることから適当と認められる。

また、農家以外の農業事業体（販売目的）及び農業サービス事業体を対象としている農業組織経営体経営調査を、農産物の販売を目的としない農業サービス事業体を対象から除外した上で、本調査に統合することを計画している。これについては、農業経営の法人化、組織化を推進する施策の方向性とも合致し、農業経営の実態を一体

的にとらえようとするものであること、調査客体を販売目的の農業経営を調査する本調査の目的に即したものとすることから適当と認められる。

(2) 調査客体

ア 調査客体の概念

調査客体については、経営という側面をより重視する観点から、農林業センサスで規定する「販売農家」に対応するものとして「個別経営体」、「農家以外の農業事業体（販売目的）」に対応するものとして「組織経営体」という新しい概念を導入して調査を実施することを計画している。

しかしながら、本調査の標本設計においては、従来と同様に2000年世界農林業センサス（指定統計第26号を作成するための調査、以下「2000年センサス」という。）の結果を母集団情報に用いることとしていることから、調査客体の概念には変更がないこと、また、2005年農林業センサス（仮称）（以下「2005年センサス」という。）において新たな概念及び定義に基づく母集団情報の把握が検討される予定であることから、今回の改正計画において従来とは異なる調査客体の概念に基づき調査を実施することは適当ではないと考えられる。

これらのことから、経営という側面に着目して調査客体をとらえようという方向性は妥当であるものの、今回の改正計画においては、調査客体の概念及び定義は従来どおりとし、新たな概念に基づく調査の実施は、2005年センサス結果を踏まえて改めて審議することが適当である。

なお、これに関連して、調査客体の呼称については、「経営体」という用語を使用せず、農林水産省から修正提案された用語である、「販売農家」を「個別経営（販売農家）」と、本調査に統合される調査客体である「農家以外の農業事業体」を「組織経営（農家以外の農業事業体）」とすることは、特に問題はないと考えられる。

イ 販売農家における収入等を把握する範囲

販売農家における収入等を把握する範囲については、農家の全世帯員から農業経営の経営主夫婦及び農業年間従事日数60日以上 of 農業経営関与者に絞り込むことを計画している。これについては、経営分析を行うという観点及び調査客体の負担軽減の観点から適当と認められる。

(3) 調査事項

ア 調査票の変更

調査票については、従来、農家が記入していた日計簿と組織経営体が記入していた調査簿を一本化した上で、作業日誌及び現金出納帳に分離することを計画している。これについては、調査客体に応じて必要な調査票のみを配布することが可能となるものであり、適当と認められる。

また、従来、職員が聞き取り等により記入していた農家台帳及び調査台帳については、これらをまとめて経営体台帳に変更することを計画している。

しかしながら、これについては、調査事項が膨大である上、①調査客体からの申告事項、②聞き取った内容を基に職員が整理する調査事項、③作業日誌及び現金出納帳から職員が転記する事項等が混在しており、何が調査客体からの申告事

項であるかが判別しにくいものとなっている。したがって、当該台帳において把握する事項については、調査客体からの申告事項のみに限定したものとすることが適当である。

なお、「経営体台帳」の名称については、1（2）のとおり新たな概念に基づく調査の実施を見送ることが適当であることから「経営台帳」とすることが適当である。

イ 調査対象の品目

品目別経営統計の品目については、そば、かんしょ、ばれいしょ、きく、ばら、ゆり、カーネーション、シクラメン、繭を新たに追加して実施する計画である。これについては、一定の基準の下で政策ニーズに対応して選定されるものであることからおおむね適当と認められる。

しかしながら、繭については、繭糸価格安定法（昭和26年法律第310号）に基づく価格安定制度が廃止されたこと、また、養蚕農家数の激減により、2000年センサスから調査事項の「掃き立て箱数」が削除され、規模区別の母集団データの把握ができなくなったことなどから、平成13年で本調査の繭に係る農業経営部門別統計を廃止した経緯がある。今回もこの状況に変化はないと認められることから、繭を品目別経営統計に追加することは適当ではない。

ウ 農業生産関連事業の把握

農外事業収支については、農産加工等の農業生産に関連する事業の収支を分離し、事業別に収支の把握を行う計画である。これについては、農業経営の多角化の実態をとらえようとするものであり、適当と認められる。

エ 資産・費用の把握と配賦計算

本調査では、営農類型別の農業経営全体の経営分析を行うほか、部門別、品目別等の投資効果やコスト低減の状況を把握・分析するため、土地以外の固定資産や減価償却費を含む各種費用を、部門別・品目別等に配賦する計画である。

配賦の基準としては、資産・費用の項目に応じ、部門別・品目別等の使用面積、使用日数又は使用時間を用い、原則として客体からの聞き取りによって配賦比率を出すこととしている。これについては、複数部門（品目）にわたり、共通の使用に係る場合には、配賦比率を算出するに当たって大胆な仮定による推計が伴うことも想定される。特に、資産を配賦することは、部門間や品目間で資産の保有状況が毎年変動する等、経営を分析する手法としては必ずしも合理的とは言えない。

しかしながら、従来から同様の経営分析手法を採用し資料を提供してきている点、及び経営を単位とした所得安定対策を指向しつつも品目別の価格安定対策、低コスト生産対策等の施策を維持している現状の行政側のニーズを踏まえると、この分析手法を直ちに見直すことは困難であると考えられる。ただし、利用者に誤解を招かないよう、どのような前提と手法によって配賦を行っているかについて報告書等において明示し、注意を喚起する必要がある。

オ 家計費総額の削除

従来、調査事項としていた家計費総額については、勤労者世帯と農家世帯の差がみられなくなっており、これを調査事項から削除し、総務省の家計調査

(指定統計第56号を作成するための調査)を基に推計するよう改める計画である。これについては、記入負担の軽減に資することから適当と認められる。

ただし、本調査の農家世帯には、同一住居・同一生計でない者も含まれており、家計調査の農家世帯とは定義が異なるため、推計に当たってはこの点に十分留意するとともに、報告書にはその旨を明記することが望ましい。

(4) 調査方法

作業日誌、現金出納帳については、調査客体が日々記入する自計申告方式で、また、経営体台帳については、職員が聞き取り等により記入する職員・他計申告方式で実施する計画である。

このうち、日々記帳する必要がある作業日誌と現金出納帳を自計申告方式とすることは適当と認められる。また、1(3)アのとおり名称を修正する経営台帳については、自計申告方式にすることにより調査客体に対して農業を経営するとの観点から啓発につながることも期待できるが、現状の調査事項を前提とすると、調査事項が細部にわたりかつ事項数も多いため、調査客体が記入するには負担が大きいことから、職員・他計申告方式とすることはやむを得ないものと考えられる。

(5) 集計・公表

集計・公表については、今回から調査体系が営農類型別経営統計を中心とした体系に再編されること、農業以外の収支について農業経営関与者に限定して把握されることなどに伴い結果表章も変更されるが、現行と改正後の本調査との継続性の観点から、報告書等においてその対応関係についての十分な説明を行う等の配慮をする必要がある。

(6) 調査名称

調査名称については、「農業経営体経営統計調査」へ変更することを計画しているが、今回の計画では、1(2)のとおり「経営体」という概念の導入を見送ることが適当であることから、従来どおり「農業経営統計調査」とすることが適当である。

2 今後の課題

(1) 調査客体

調査客体については、本調査が経営という観点に軸をおいた調査へ移行する方向にあることから、今後の施策の動向を踏まえ、農業収入の占める割合や経営規模等の観点から、経営実態をとらえるべき調査客体は何かについて検討する必要がある。

(2) 調査事項

部門別・品目別に資産を配賦して経営を分析する手法については、その合理性、有効性の検討を行い、行政施策上の利用状況をみながら、廃止することも含めて見直しを行うことが適当である。

また、部門別・品目別に費用を配賦して経営を分析する手法については、行政施策上の利用状況をみながら、その在り方について見直しを検討する必要がある。

(3) 調査方法

ア 経営台帳については、自計申告方式とした場合、現状では記入負担は大きいものの、調査客体に対しては農業を経営するとの観点から啓発につながること、

また、調査票の設計においては現実の経営に即した調査事項の設定にもつながること等、多くの利点が期待できる。したがって、調査客体による記入が可能であるか等の検証のために、試験的に調査客体に記入させることを検討する必要がある。その際には、プレプリントの導入も併せて検討する必要がある。

特に、組織経営については、貸借対照表、損益計算書が整備されている現状を考慮すれば、調査客体が財務データを転記する形で記入できる可能性が高いことから、優先的に上記の措置を採ることが適当である。

イ 現金出納帳・作業日誌については、調査客体の記入負担の軽減、調査客体が自らの経営分析に利用が可能になるとの観点から、調査客体が所有するパソコン等の経営への活用状況を見ながら、パソコン及びその既存データの利用可能性について検討する必要がある。

(4) その他

本調査は、上記のとおり検討すべき課題もあり、農業の構造変化やそれに伴う施策の変更も考えられることから、2005年センサス結果を受けた標本設計の機会や、食料・農業・農村基本計画の見直し時期等をとらえて、計画内容の見直しを行う必要がある。